

（後写鏡）

第71条の3 平成18年12月31日以前に製作されたハンドルバー方式のかじ取装置を備える一般原動機付自転車であって車室を有しないものに備える後写鏡については、保安基準第65条第3項及び第4項の規定並びに細目告示第252条の3第3項及び第4項、第268条の3第2項及び第4項並びに第284条の3第2項及び第4項の規定にかかわらず、後写鏡は、運転者が運転者席において一般原動機付自転車の左外側線上後方50メートルまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。

2 昭和39年10月14日以前に製作された一般原動機付自転車については、保安基準第65条の規定並びに細目告示第252条の3、第268条の3及び第284条の3の規定は、適用しない。

3 次の各号に掲げる一般原動機付自転車については、保安基準第65条の規定並びに細目告示第252条の3、第268条の3及び第284条の3の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（平成28年国土交通省令第50号）による改正前の保安基準第64条の2の規定並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成28年国土交通省告示第826号）による改正前の細目告示第251条、第267条及び第283条の規定に適合するものであればよい。

一 令和元年6月17日以前に製作された一般原動機付自転車

二 令和元年6月18日から令和3年6月17日までに製作された一般原動機付自転車であって、次に掲げるもの

イ 令和元年6月17日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車

ロ 令和元年6月18日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について新たに認定を受けた一般原動機付自転車であって、同月17日以前に同項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車と、後写鏡による運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの

4 次の各号に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第252条の3の規定中「協定規則第46号」とあるのは、「協定規則第46号第4改訂版補足第9改訂版」と読み替えることができる。

一 令和6年8月31日以前に製作された一般原動機付自転車

二 令和6年9月1日から令和8年8月31日までに製作された一般原動機付自転車であって、次に掲げるもの

イ 令和6年8月31日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車

ロ 令和6年9月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について新たに認定を受けた一般原動機付自転車であって、同年8月31日以前に同項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車と、後写鏡による運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの

- 5 次の各号に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第252条の3の規定中「協定規則第46号」とあるのは、「協定規則第46号第5改訂版」と読み替えることができる。
- 一 令和7年8月31日以前に製作された一般原動機付自転車
 - 二 令和7年9月1日から令和9年8月31日までに製作された一般原動機付自転車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和7年8月31日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車
 - ロ 令和7年9月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について新たに認定を受けた一般原動機付自転車であって、同年8月31日以前に同項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車と、後写鏡による運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの